

助成 福祉灯油購入費の助成

町では、灯油価格の高騰による支援対策として一定の要件を満たす低所得世帯を対象に、暖房用の灯油購入費の一部を助成します。

詳しくは、広報1月号折込みの「長沼町福祉灯油購入費助成事業について」をご覧ください。

【受付期間】1月10日(火)～3月15日(水)

【問合せ先】

- ・事業について
りふれ福祉係 (☎82-5555)
- ・市町村民税非課税条件について
役場税務係 (☎76-8011)

開始 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書電子送付サービスの開始

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の電子データを、マイナポータルの「お知らせ」で受け取れる電子送付サービスが開始されました。

受け取った電子データは国税庁の提供するe-Taxなどに取り込むことができ、簡単に確定申告ができます。

詳しい操作方法などは、ホームページをご覧ください。

■日本年金機構ホームページ「確定申告・年末調整に必要な通知書をマイナポータルで受け取る」

https://www.nenkin.go.jp/denshibenri_kojin/denshisofu_kojin/mynportal.html



【問合せ先】役場国保年金係 (☎76-8013)

岩見沢年金事務所 (☎0126-22-5804)

募集 北海道障害者職業能力開発校訓練生の募集

北海道障害者職業能力開発校では、令和5年度の訓練生を募集します(B日程)。

【対象者】障がいのある求職者

【訓練科目】建築デザイン科・CAD機械科・総合ビジネス科・プログラム設計科・総合実務科

【願書受付期間】

- ①1月16日(月)まで
- ②1月17日(火)～2月17日(金)
- ③2月20日(月)～4月3日(月)

※選考の結果、募集定員に達した訓練科目は受付を締め切ります。

【試験日】

- ①1月23日(月)
- ②3月1日(水)
- ③4月7日(金)

【試験内容】学力試験(国語、数学)、面接

【場 所】北海道障害者職業能力開発校(砂川市焼山60番地)

【問合せ先】ハローワーク夕張 (☎0123-52-4411)
北海道障害者職業能力開発校 (☎0125-52-2774)

相談 こころの健康相談

りふれでは月に一度、精神科医師による「こころの健康相談」を行っています。

ご家族からの相談も受け付けています。お悩みの方はぜひご相談ください。

【日 程】1月17日(火)、2月21日(火)
9時30分～11時30分(事前予約制)

【場 所】りふれ

【問合せ先】りふれ保健係 (☎82-5555)

ルール 手紙を守るためのルールがあります

手紙やはがきなどの信書は、原則として、日本郵便(株)及び信書便事業者だけが取り扱うことができると定められています(宅配便やメール便では原則として信書の送付はできません)。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

■総務省ホームページ

「情報流通行政局郵政行政部」
<https://www.soumu.go.jp/yusei/>

【問合せ先】総務省郵便課 (☎03-5253-5975)



申告 確定申告書の配布

役場税務係で、確定申告に係る書類を配布しますので、必要な方はお越しください。

※令和4年度分確定申告については、広報2月号でお知らせします。

【配布開始】1月6日(金)

【配布書類】

- ・確定申告書及び手引き
- ・収支内訳書(青色申告は国税庁のホームページからダウンロードしてください。)
- ・医療費控除明細書

【問合せ先】岩見沢税務署 (☎0126-22-0810)
役場税務係 (☎76-8011)

検査 風しん抗体検査

「風しんの抗体検査」を無料で受けることができます。検査の結果、抗体値が低かった方は、無料で予防接種を実施していますので、この機会にぜひ検査をご検討ください。

【対象者】

昭和37年4月2日～昭和54年4月1日までに生まれた男性

※既に対象者にはクーポン券を送付しています。

【場 所】町内医療機関のほか、全国の医療機関
※健康診断と一緒に受けることも可能

【問合せ先】りふれ保健係 (☎82-5555)

募集 町営住宅の入居者募集

前回の募集期間終了後、申込みがなかった住戸は随時募集しています。なお、次回の募集予定期間には、退去し空家となった住戸を公募します。

詳しくは、町ホームページをご覧ください。

■町ホームページ「町営住宅募集情報」

https://www.maoi-net.jp/kurashi/tochi_kenchiku/jutakujoho/choei_jutaku/

【募集予定期間】2月17日(金)～3月3日(金)

【申込・問合せ先】役場建築係 (☎76-8024)



給付 長沼町子育て世帯生活応援給付金

町では、エネルギーや食料品価格などの物価高騰の影響を受けた子育て世帯の経済負担を軽減するため、対象児童一人あたり5万円の給付金を支給します。

【対象者】

- ・令和5年1月分の児童手当または特別児童扶養手当を受給している方
※基準日(令和4年12月31日)時点で受給者であり、かつ住民票が本町にある方
※特例給付や所得制限により支給停止となっている方も含みます。
- ・高校生などを養育している方
※基準日時点で住民票が本町にある方

【対象児童】

平成16年4月2日から令和5年3月31日までに生まれた児童

【支給方法】

町から児童手当を受給している方は申請不要です。児童手当を受給している口座に2月以降順次振り込みます。

※児童手当を受給するための口座を解約していても給付金の支給に支障が生じる恐れがある場合はお問合せください。

【高校生のみを養育している方・公務員の方の対象者】

申請が必要です。対象と思われる方には1月中旬以降順次、申請書を送付しますので、記載された期限までに役場国保年金係の窓口または郵送にて申請してください。

申請書が届かない場合は、下記までご連絡ください。
【問合せ先】役場国保年金係 (☎76-8013)

注意 水道管凍結事故に注意!

寒さが厳しくなると、水道管凍結の事故が起きやすくなります。マイナス4度以下になる日や長期間使用しない時は水抜きをしてください。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

■長幌上水道企業団ホームページ

「水道まめ知識」
<http://www.nagahoro.jp/qa/index/>

【問合せ先】長幌上水道企業団 (☎82-5700)



あなたの悩みに **面談電話 完全無料**

コタエを出します **相談予約ダイヤル 0126-33-8373**
平日 10:00～16:00(12:00～13:00を除く)

気軽に **ハロー弁護士相談** 月～金曜日10:00～16:00(祝日・年末年始は除く)
電話で相談 ☎011-281-8686 1回15分 相談無料

※掲載の時間や相談方法等は予告なく変更する場合がございます。

札幌弁護士会 南空知法律相談センター